

令和3年度「元気な農業応援事業」の実施方法と採択基準について

令和3年度から見直しする点

- ◆汎用性の高い機械・施設を補助対象外とします。
 (例) フォークリフト、ショベルローダー、バックホー など
 ※これまでは、代替機械がなく、相応の理由がある場合は認めていましたが、
 令和3年度からは補助対象外とします。
- ◆実績報告時に導入機械・施設の**保険加入日**を確認することを必須とします。
- ◆審査項目確認書の項目を見直しました。
- ◆スマート農業導入支援(特例)は**秋冬募集のみ**実施します。

昨年度から引き続きとなる要件など

<活用イメージ>

パターン	区分	採択	事業費の範囲	事業費	補助金額
1	個人A	米	1台	50~300万円以内	90万円以内×1
2	個人B	園芸	事業費の範囲内で複数台	30~300万円以内	90万円以内×1
3	個人C	米+園芸	米：1台 + 園芸：事業費の範囲内で複数台	50~300万円以内 + 30~300万円以内	90万円以内×2
4	法人A	米	1台	50万円以上	180万円以内×1
5	法人B	園芸	事業費の範囲内で複数台	30万円以上	180万円以内×1
6	法人C	米+園芸	米：1台 + 園芸：事業費の範囲内で複数台	50~300万円以内 + 30~300万円以内	90万円以内×2

○成果目標の設定・達成状況報告書の提出義務化

- ・事業実施3年後の目標を設定していただき、**取組者全員を対象とした達成状況の確認**を実施します。
- ・目標未達成の場合は、目標を達成するまで毎年「達成状況報告書」を提出していただきます。また、**達成するまでの間、同一メニューの活用はできません。**

○機械・施設整備(ハード)事業の審査基準

- ・「審査項目確認書」により全ての対象者を一律に審査します。
- ・自己採点において「**4点**」に満たない場合、**要望を受付しないもの**とします
- ・予算の範囲内において、**獲得点数の高い事業から採択**します。
 (同点の場合は、**要望額の低い方を優先的に採択**します)

○省エネルギー対策支援の採択基準

- ・旧がんばる農家支援事業の当該メニューによる支援を受けていない施設であること。
 (被覆資材導入支援：平成26年度～、修繕資材導入支援：平成28年度～)

○その他

- ・事業要望審査により採択、不採択を決定することを基本としますが、要綱に定める範囲で若干の補助率調整をする場合もあります。
- ・R2年度元気な農業応援事業・農業生産高度化事業及び施設園芸省エネルギー対策推進事業を活用した方は、R3~R5年まで毎年「達成状況報告書」を提出いただきます。提出については別途、お知らせします。